

品川区立杜松地域密着型多機能ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立杜松地域密着型多機能ホーム
所在地：東京都品川区豊町四丁目 2 4 番 1 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 若竹大寿会
所在地：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 番地 1
代表者：理事長 竹田 一雄

3 指定期間

令和元年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会を選定候補者として特定し審査を行なった。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会は、平成 2 6 年 1 2 月からこれまで、品川区立杜松地域密着型多機能ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 若竹大寿会の提案内容について、選

定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

(1) 社会福祉法人若竹大寿会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。

(2) 利用者の心身状況に応じた自立支援や口腔ケア等利用者中心の個別ケアを実施しており、医療機関や地域の関係機関と連携し退院後から在宅生活への切れ目のないケアの提供に努めていること。

(3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立杜松特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立杜松特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区豊町四丁目 2 4 番 1 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 若竹大寿会
所在地：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町 5 5 0 番地 1
代表者：理事長 竹田 一雄

3 指定期間

令和元年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会を選定候補者として特定し審査を行なった。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人若竹大寿会は、平成 2 6 年 1 2 月からこれまで、品川区立杜松特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。
この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 若竹大寿会の提案内容について、選

定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

(1) 社会福祉法人若竹大寿会は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。

(2) 利用者一人ひとりの特性に配慮したケアを実践し、家庭的な雰囲気重視した運営を行っており、介護機器の導入や医療と介護の連携を図るなど積極的にサービスの向上に努めていること。

(3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立品川産業支援交流施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立品川産業支援交流施設

所在地：東京都品川区北品川五丁目5番15号

2 指定管理者候補者

名 称：一般財団法人品川ビジネスクラブ・株式会社マグネットスタジオ
共同事業体

所在地：東京都品川区北品川五丁目5番15号

代表者：理事長 川田 誠一

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募したうえで、審査を行った。

(2) 理 由

選定過程を透明化し、かつ、最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

(1) 公募の結果、応募事業者は1事業者であった。

(2) 「品川区立品川産業支援交流施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(3) 選定委員会の構成

委員長：副区長

委員：企画部長

委員：企画部企画調整課長

委員：地域振興部長

委員：地域振興部地域活動課長

委員：地域振興部商業・ものづくり課長

委員：地域振興部協働・国際担当課長

6 選定理由

品川区立品川産業支援交流施設の指定管理者候補者は、現指定管理者として当該施設を運営しており、利用者満足度も97.7%と高い数値を示しており質の高いサービス提供の実績が認められる。また、施設の高い稼働率を維持しており、本施設の設置目的である区の産業活性化に寄与する事業活動とともに、地域における拠点施設として地域の活性化への寄与も期待できる。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立大井認知症高齢者グループホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大井認知症高齢者グループホーム
所在地：東京都品川区大井六丁目 20 番 5 号

2 指定管理者候補者

名 称：株式会社ケアサークル恵愛
所在地：東京都品川区大井六丁目 10 番 1 号後町ビル
代表者：代表取締役 池田 勇

3 指定期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、公募方式によらず現行の指定管理者である株式会社ケアサークル恵愛を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である株式会社ケアサークル恵愛は、平成 27 年 8 月からこれまで、品川区立大井認知症高齢者グループホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取

り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委員：福祉部福祉計画課長

委員：福祉部高齢者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

(1) 株式会社ケアサークル恵愛は、多くの高齢者介護事業を長年にわたり運営してきた実績ある法人であること。

(2) 指定期間中、利用者一人ひとりの意思を尊重し、主体的な生活が行えるよう個別ケアを行っているほか、施設全体で重度化への対応にも取り組み、サービス向上に努めている。さらに、利用者家族との懇談会や地域交流の機会も設け、開かれた施設運営に配慮されている。

(3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行うための物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設

所在地：東京都品川区東品川三丁目32番10号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間

4 候補者の選定方式および理由

(1) 選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募したうえで、審査を行った。

(2) 理 由

選定過程を透明化し、かつ、最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

(代理：福祉計画課地域包括ケア推進係長)

委 員：福祉部高齢者地域支援課長

委員：企画部企画調整課長

6 選定理由

- (1) 地域ミニデイ（通所型サービスB）、高齢者が講師となって実施する多世代レクリエーション「交流プログラム」、就学前のお子さんを対象に自由に遊ぶ場を提供する「東品川わくわくキッズルーム」など、法人の実績と経験を生かした提案となっている。
- (2) 地域ミニデイ卒業生の活動の場の整備、子育てに関する講座、子ども食堂の多世代版「ふれあい食堂」、ほっとサロンなど、関係機関との連携が必要とされる内容で、法人の豊富なネットワークが十分に活かされる提案となっている。
- (3) 個人利用者に対して、ゆうゆうプラザへの移行後も新たなスペースを利用できる提案、また、グループ結成を促す提案など、十分に考慮された提案となっている。
- (4) 品川区の諸政策についても理解が深く、開設後も円滑な協調運営が期待できる。また、施設を安定的・継続的に運営できる財政基盤・人員体制を有している。

以上のことから、指定管理者候補者として適当であると判断した。